

大阪市緑の基本計画 <2026>

「一人ひとりが輝くみどりのまちづくり」

Green Wellness Osaka



～目次～

<u>序章 緑の基本計画の改定にあたって</u>	<u>1</u>
1. 計画改定の背景と目的	2
2. みどりの効果	4
3. 計画の位置づけ	8
4. 計画の枠組み	8
5. 計画の構成	9
<u>第1章 みどりのまちづくりの現状</u>	<u>11</u>
1. 大阪市のみどりのまちづくりの変遷	12
2. みどりを取り巻く社会情勢の変化	16
3. 上位計画・関連計画	22
4. 「新・大阪市緑の基本計画」に基づく取組	26
5. 取組の進捗状況	35
6. 第1章のまとめ	46
<u>第2章 今後のみどりのまちづくりを考える上での重要な視点</u>	<u>47</u>
1. 今後のみどりのまちづくりを考える上での重要な視点	48
<u>第3章 計画の基本的な考え方</u>	<u>51</u>
1. 基本理念	52
2. みどりの将来像	52
3. 基本方針	59
基本方針① 都市を支える健全で快適な「みどり」を“育む”	60
基本方針② まちの多様な「みどり」を“活かす”	61
基本方針③ 人と人が「みどり」で“つながる”	61
4. みどりのまちづくり指標	62
<u>第4章 みどりのまちづくりに向けた取組</u>	<u>77</u>
1. 取組の体系	78
2. 個別取組	79
3. 緑化重点地区における緑化等の方針	89
4. 保全配慮地区における保全等の方針	104

第5章 リーディングプロジェクト.....113

1. リーディングプロジェクトの考え方	114
2. 各プロジェクトの内容	116
(1) みどりへの興味・関心を高めるプロジェクト	116
【(1) - A】多くの人に認識される街路樹・公園樹の景観・快適性向上	116
【(1) - B】開発に合わせた民有地緑化の推進	118
【(1) - C】多様な主体によるみどり空間の幅広い活用	121
【(1) - D】多様なツールを活用したみどりの情報共有・発信	123
(2) みどりの満足度向上に向けた好循環を生み出すプロジェクト	125
【(2) - A】市内全域における街路樹・公園樹の計画的な保全育成	125
【(2) - B】利用者の意見を反映した都市公園の魅力向上	127
【(2) - C】地域・エリアのステークホルダーによるみどり空間の活用・運営	129
【(2) - D】みどりのまちづくりに参画・支援する取組の展開	131

第6章 みどりのまちづくりの推進.....133

1. 推進体制	134
2. 計画の点検と見直し	135

巻末資料.....137

1. 用語集	137
2. 参考文献・出典	145
3. ウェブサイト・SNSのご案内	149

序章

緑の基本計画の改定にあたって

1. 計画改定の背景と目的
2. みどりの効果
3. 計画の位置づけ
4. 計画の枠組み
5. 取組の構成

序章 緑の基本計画の改定にあたって

1. 計画改定の背景と目的

大阪市では、2013（平成25）年に「新・大阪市緑の基本計画」（以下、「前計画」という。）を策定し、「みどりの魅力あふれる大都市・大阪～だれもが住みたい・働きたい・訪れたいと思う“みどりの都市”へ～」を基本理念に掲げ、市民・事業者・行政が一体となってみどりのまちづくりを推進してきました。

大阪市におけるまちづくりは、これまでの「成長」から「成熟」のフェーズを迎えつつあり、みどりを含む都市基盤は一定程度整備されてきました。また、人々の価値観の多様化やWell-being（心・体・社会的な健康）への関心の高まりなどを背景に、これからまちづくりにおいては、「都市における一人ひとりの生活」がより重視されるようになっています。

そのような中、国においては、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組である

「グリーンインフラ」を推進するために、2019（令和元）年に「グリーンインフラ推進戦略」が策定されました（2023（令和5）年に全面改訂）【出典1】。また、緑地の持つ機能への期待が高まっていることや、気候変動対策や生物多様性の確保、Well-beingの向上等、顕在化する現代社会の課題や要請に対する緑地の持つ機能への期待の高まりを受け、都市における緑地の質を高め、量を確保するため、2024（令和6）年5月に都市緑地法が改正され、地方公共団体や民間事業者の取組を後押しする仕組みづくりが進められています。

また、2025（令和7）年に「いのち輝く未来社会のデザイン」というテーマで開催された「2025年大阪・関西万博」の理念である「一人ひとりの幸福な生き方を問う」【参考文献1】という考え方では、これからのみどりのまちづくりにおいても、レガシーとして引き継がれることが求められています。

このように、社会情勢が大きく変化している状況において、都市におけるみどりに求められる役割はこれまで以上に多様化しており、人々のみどりに対する感じ方やそれに伴う行動の変化をとらえ、みどりのまちづくりを進める必要性が高まっています。

こうした背景を踏まえ、これまでに確保してきたみどりのストックや、市民・事業者・行政などの多様な主体が築き上げてきたパートナーシップを活かし、大阪市に住む・働く・訪れる私たちの生活がみどりにより豊かになるような、「一人ひとりが輝くみどりのまちづくり」を実現させるために、「大阪市緑の基本計画〈2026〉」（以下、「本計画」という。）を策定します。

本計画は、「一人ひとりが輝くみどりのまちづくり」をイメージしていただけるよう、よりわかりやすい表現を心がけながら大幅に改定しています。まずは興味のあるページやイラストからご覧いただき、みどりのまちづくりにつながる一歩を、皆さんとともに踏み出すきっかけになると幸いです。

「一人ひとりが輝くみどりのまちづくり」

Green Wellness Osaka

■緑の基本計画とは

緑の基本計画とは、都市緑地法第4条に規定されている「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことであり、都市計画事業に基づく都市公園の整備などを対象とするだけでなく、都市計画制度によらない道路や河川などの公共空間の緑化、下水道施設、学校などの公共公益施設の緑化、民有地における緑地の保全や緑化、さらには緑化意識の普及啓発などのソフト面の施策も含めた、都市のみどりに関する総合的な計画です。

■本計画におけるみどり

本計画における主な用語は、次のように定義します。

【みどり】周辺山系の森林、都市の樹林・樹木・草花、公園、農地、さらにこれらと一体となった水辺、オープンスペースなどのハード面に加え、それらの維持・活用に携わる人や仕組みなどのソフト面までを含めた、緑に関係する広い概念

【 緑 】樹木や草花などの植物

【緑 地】都市緑地法の定義に基づき、担保性がある（将来にわたってみどりが残される可能性が高い）と判断できるもの。さらに「緑地」を施設緑地と地域制緑地に分類

○施設緑地

都市公園あるいはこれに準じる機能を持つ施設として国、府、市町村が土地を所有している緑地（借地等も含む）

○地域制緑地

森林、農地、交通用地や水辺等のオープンスペース、公共施設、民間の宅地や企業敷地等において、法や条例等により国、府、市町村が土地利用を規制、誘導して確保する緑地

本計画では、「みどり」のように広い概念で示す場合や複合的に捉える場合には、ひらがなの「みどり」でできるだけ統一し、より具体的に表現した方がわかりやすい場合には、物的な「緑」と「オープンスペース」を区別して表記します。

また、緑・オープンスペースをより具体的に示す場合には、都市公園、公開空地、緑地、樹木、高木や大径木、古木、街路樹や景観木などと表現することとします。



■「みどり」の例

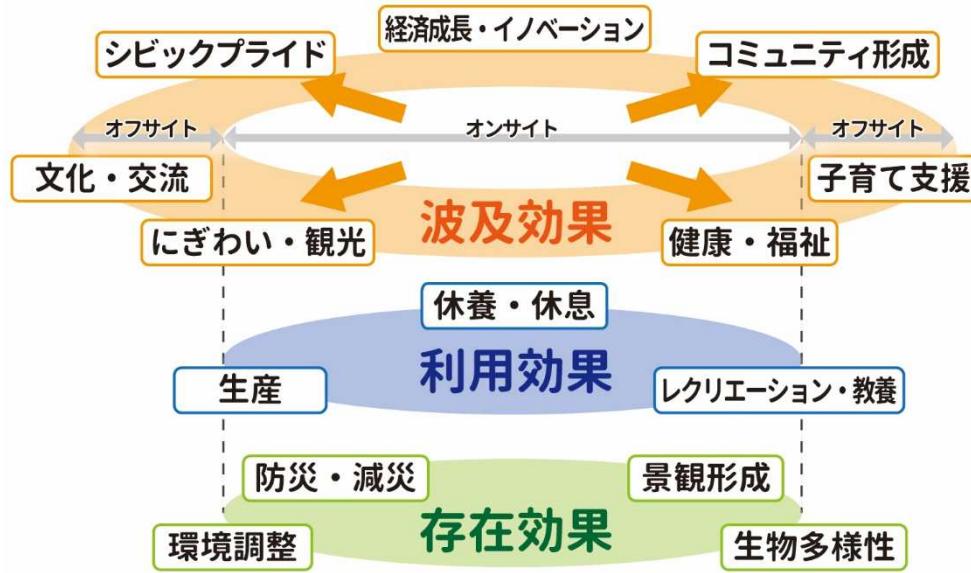
■グリーンインフラとは

本計画におけるグリーンインフラは、「グリーンインフラ推進戦略 2023」^{【出典1】}での定義に倣い、「社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組」と定義します。

都市におけるみどりは、雨水流出抑制・浸水軽減や、暑熱対策、生物多様性確保、ゼロカーボン、健康増進、にぎわい創出といった、多様な機能を有しており、これらの機能を発揮し社会課題の解決に貢献することが、グリーンインフラの取組推進の基本的な考え方です^{【参考文献2】}。

2. みどりの効果

みどりには、「存在効果」「利用効果」「波及効果」の3つの効果があります。「存在効果」は、防災・減災や環境調整、生物多様性の保全、景観形成といった、みどりが存在することで発揮される効果です。「利用効果」は、レクリエーションや環境学習など教養を高める利用や、休養・休息の場として利用するなど、みどりの利用を通じて発揮される効果です。「波及効果」は、みどりの存在やその利用を通じて、コミュニティ形成や子育て、健康・福祉、にぎわいづくりや観光振興、歴史文化の伝承など、周辺のまちの価値向上につながる様々な効果です。このように、みどりは都市生活の様々な場面でその効果を発揮するものであり、それらの効果を最大限に発揮させることが重要です。



■みどりの効果【参考文献3・4】

(1) 存在効果

1) 防災・減災

みどりは、災害時の避難場所や災害応急対策活動の空間として機能するだけでなく、火災発生時の延焼を防止する空間として機能します。

また、アスファルト等で覆われていないオープンスペースは、雨水が地面に浸透することによる貯留機能を有しており、河川や下水道への急激な流入を防ぐ役割を果たしています。

さらに近年では、自然災害の激甚化・頻発化を背景として、流域治水の考え方に基づく風水害対策や、災害からの回復力を備えたレジリエントな都市づくりが求められており、それらに寄与するみどりの役割も期待されています。



2) 環境調整

みどりは、気温・日照・風などの微気象の調節、ヒートアイランド現象の緩和、大気の浄化と酸素の供給、騒音防止・防塵など、都市環境の改善に寄与する機能を備えています。特に近年では、地球規模の気候変動や異常気象の顕在化を背景に、緑陰を形成する暑熱対策としての役割が期待されています。

さらに、樹木は二酸化炭素を吸収し炭素を蓄積する効果があることから、カーボンニュートラルの推進や脱炭素社会の実現に寄与しています。



3) 生物多様性の保全

都市内の樹林地・農地・水辺などは、生物の生息拠点となり、これらをつなぐ公園や街路樹、河川等は生物の移動空間となるなど、生態系ネットワークの形成や、都市の生物多様性の保全に大きな役割を果たします。



4) 景観形成

みどりは、都市の季節感を演出し、統一感や美しさ、うるおいのある街並みの形成に寄与します。また、神社・仏閣などに存在する大木や樹林地は、地域にとって親しみのあるシンボリックな景観を形成します。



(2) 利用効果

1) レクリエーション・教養

みどりは、散策やスポーツといったレクリエーションを日常的に楽しむことができる場としての役割を果たしています。また、日常生活の中で自然とのふれ合いの場となることや環境学習の場として活用されることで、自然環境に対する興味・関心や教養を高める役割を果たします。



2) 休養・休息

緑豊かな空間は、緑陰や花に囲まれて市民がゆっくりと過ごすことができる、憩いの場としての役割を果たしています。また、自然環境や動植物とのふれあいを通じた、ストレスの軽減効果も期待されます。



3) 生産

農地は農業、海や河川は漁業の場となるなど、人々に自然の恵みを与える役割を果たしています。また、市民農園などは、市民が農とふれあう機会を提供する場にもなっています。



(3) 波及効果

1) コミュニティ形成

都市公園などのみどりは、多様な人々が集まる緩やかな交流の場となることで、新たな人と人のつながりを生み出し、コミュニティを醸成する役割を果たしています。



【関連する SDGs】

2) 子育て支援

都市公園などのみどりは、日常的に利用でき、安心して子どもたちを遊ばせることができる場としての役割を果たしています。また、樹林地や水辺などは、子どもたちが自然とふれあう場にもなるなど、地域における子育てを支援する効果を有しています。



【関連する SDGs】

3) 健康・福祉

みどりは、散策やスポーツといったレクリエーションを日常的に楽しむことができる場であり、健康増進や健康寿命の延伸に寄与しています。また、体・心・社会的な健康がそろって実現されている状態、すなわち Well-being への関心が高まる中、上記のコミュニティ形成の効果が発揮されることで、社会的な健康の増進にも寄与します。

さらに、都市公園などのみどりは、誰もが利用できる公共空間であることから、社会的包摂性を備えた場所としての役割が期待されています。



【関連する SDGs】

4) 文化・交流

古くから存在する樹林地や神社・仏閣などに残る大木などのみどりは、地域固有の文化や歴史と深くかかわりがあることから、これらのみどりを地域共有の資源として守り、また活用することで、地域の文化を伝承し、発信する効果があります。



【関連する SDGs】

5) にぎわい・観光

都心部の大規模な都市公園や、商業施設のみどりなどは、市内外から多くの人が訪れる場であり、集客力の向上やにぎわい創出の拠点として機能します。また、神社・仏閣などに存在する地域の歴史文化を伝えるみどりは、観光資源としての役割も有しており、地域における観光振興に寄与します。



【関連する SDGs】

6) 経済成長・イノベーション

近年では、みどりが持つ多様な機能が発揮されることで、周辺のまちの資産価値が高まるような、経済的な効果も期待されています。

また、産・官・学・民の主体が、みどりをフィールドとした新技術の活用などを推進することで、新たなイノベーションの創出にも寄与します。



【関連する SDGs】

7) シビックプライド

まちに住む・働く・訪れる人を惹きつけ親しまれるみどりがあることで、周辺地域の魅力が高まり、まちに対する愛着や誇り（シビックプライド）の醸成につながります。特に、国際的な都市間競争が激化する今日においては、都市格を高めるためのみどりの効果が期待されています。



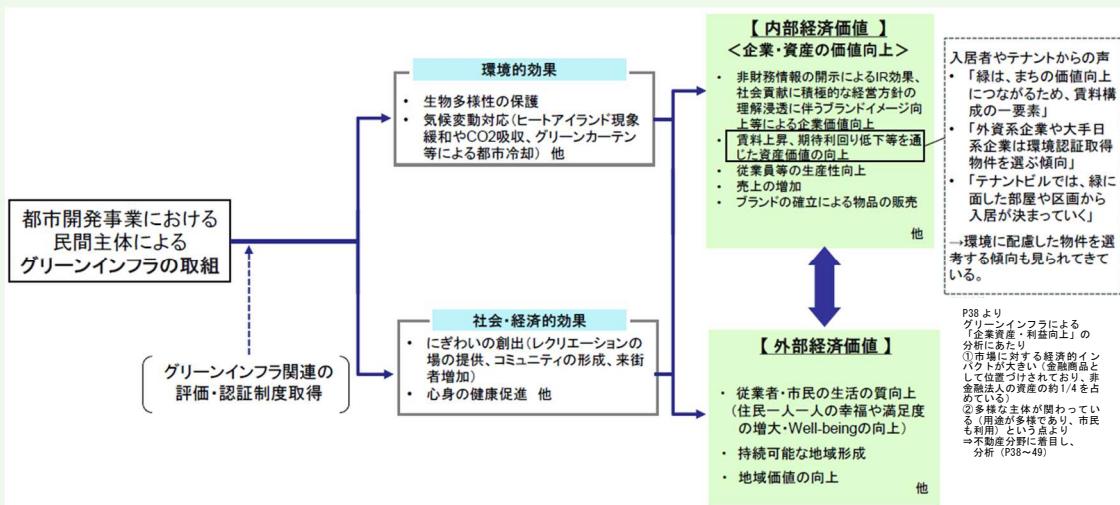
【関連する SDGs】

みどりのコラム

〈住む人・働く人・訪れる人に関するみどりの効果〉

2024（令和6）年に国土交通省（グリーンインフラの市場における経済価値に関する研究会）がとりまとめた「グリーンインフラの事業・投資のすゝめ」^{【出典2】}では、不動産価値と周辺緑地の関係に着目した既往研究が整理されており、緑地の存在が周辺地価の上昇につながっているとする研究結果が複数報告されています。このことから、都市のみどりは、住環境に関する効果だけでなく、不動産価値といった観点からも、住む人の暮らしに影響していることが考えられます。

また、同資料では、企業資産・利益の向上につながる「内部経済価値」にも着目されており、市民のWell-being向上などといった「外部経済価値」の向上が、結果として「内部経済価値」のさらなる向上につながることも想定されています。このことから、都市のみどりは、ブランドイメージや資産価値の向上といった形で、企業や働く人にも関係していると考えられます。

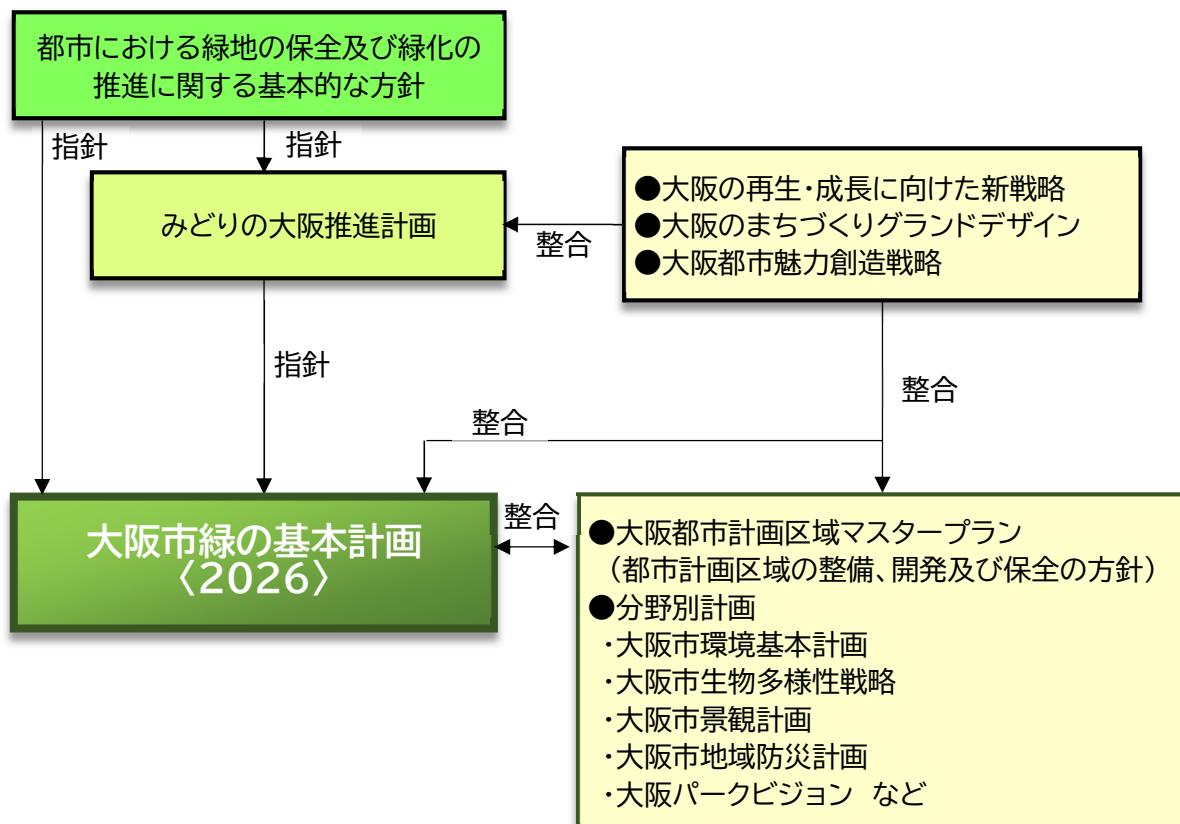


■グリーンインフラの活用によって期待される「内部経済価値」と「外部経済価値」^{【出典2】}

さらに、森記念財団都市戦略研究所では、2008（平成20）年から毎年「世界の都市総合力ランキング」^{【出典3】}を発表していますが、環境分野での指標の一つとして「緑地の充実度」が設定されています。このことから、都市のみどりは、国際的な都市間競争においても重視される要素であり、市域外から訪れる人を呼び込んでいく上でも重要であると考えられます。

3. 計画の位置づけ

本計画は、国が示す緑の基本方針である「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針」や、大阪府の緑の広域計画である「みどりの大阪推進計画」を指針として、大阪市における今後のみどりのあり方や方向性についてとりまとめたものです。また、大阪市の関連計画や施策との整合も図っています。



4. 計画の枠組み

(1) 計画期間

今後の大坂のみどりのまちづくりを見据えつつ、「みどりの大阪推進計画」とも整合を図るため、計画期間は 2026（令和 8）年度から 2035（令和 17）年度までの 10 年間に設定します。

ただし、指標の達成状況や施策の進捗状況については、計画期間の中間にあたる 2030（令和 12）年度末頃に中間評価を行い、必要に応じて見直しを行います。

(2) 対象区域

本計画の対象区域は、大阪市全域とします。

なお、将来像等で周辺都市との緑の連続性を示すなどの場合は、市域を超えた表現を取り入れるとともに、今後広域的なみどりの取組については、周辺都市とも連携を図っていくこととします。

5. 計画の構成

第1章では、大阪市のみどりのまちづくりの変遷や、みどりを取り巻く社会情勢の変化などを示すとともに、前計画に基づきこれまでに実施してきた取組を振り返ります。

第2章では、第1章の内容を踏まえ、「今後のみどりのまちづくりを考える上で重要な視点」を示します。

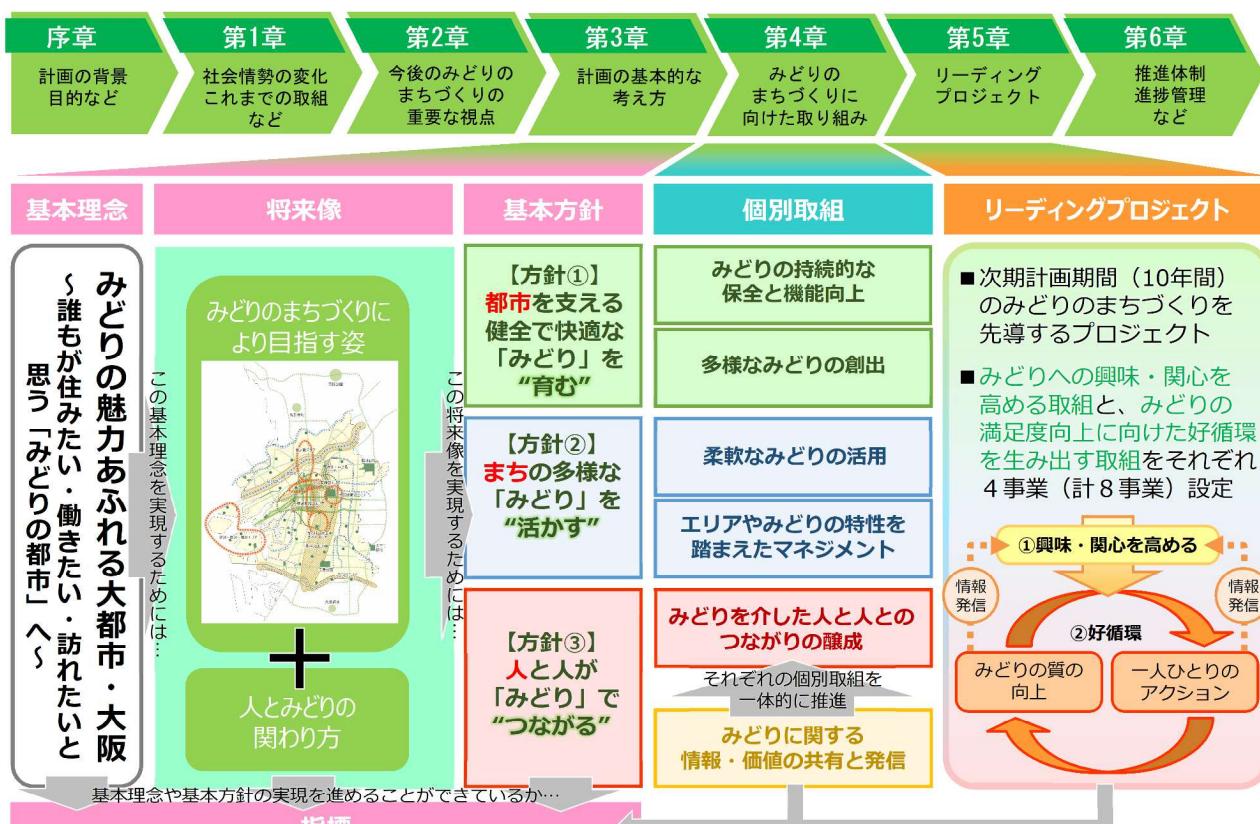
第3章では、本計画の「基本理念」や「みどりの将来像」を示します。また、みどりの将来像を実現するための「基本方針」や、取組の進捗状況を確認するための「みどりのまちづくり指標」についても設定します。

第4章では、基本方針に基づき今後実施する個別取組を示します。

第5章では、みどりのまちづくりを先導する「リーディングプロジェクト」を新たに設定し、民間の企業・法人や市民の方々が実践できる具体的なアクションやロードマップなどを示します。

第6章では、計画の推進体制やPDCAサイクルを基本とした計画の点検、見直しの方針を示します。

「一人ひとりが輝くみどりのまちづくり」 Green Wellness Osaka



■計画の構成図

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

卷末資料